

県北広域振興局長告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年3月28日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373100015	軽米町	軽米町健康ふれあいセンター	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番地5	令和5年3月31日